

秦野市国民健康保険税条例の一部を改正することについて

秦野市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

次の理由により改正するものであります。

- (1) 一人当たり医療費の増加等による特別会計の財源不足を補うため、所得割率及び均等割額を引き上げるとともに、世帯別平等割額の県内各市の均衡を考慮し、その額を引き下げること。
- (2) 地方税法の一部改正に伴い、未就学児が属する世帯の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る均等割額を軽減するとともに、移動が生じた引用条項を改めること。

秦野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秦野市国民健康保険税条例（昭和30年秦野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の5.89」を「100分の6.40」に改める。

第5条中「19,700円」を「22,200円」に改める。

第6条中「21,400円」を「19,900円」に改める。

第7条中「100分の2.37」を「100分の2.51」に改める。

第8条中「6,700円」を「8,200円」に改める。

第9条中「7,300円」を「7,200円」に改める。

第10条中「100分の1.98」を「100分の2.53」に改める。

第11条中「6,400円」を「9,400円」に改める。

第12条中「6,800円」を「5,600円」に改める。

第15条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第16条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「13,790円」を「15,540円」に改め、同号イ中

「14,980円」を「13,930円」に改め、同号ウ中「4,690円」を「5,740円」に改め、同号エ中「5,110円」を「5,040円」に

改め、同号オ中「4,480円」を「6,580円」に改め、同号カ中

「4,760円」を「3,920円」に改め、同条第2号中「第703条の

5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「9,850円」を

「11,100円」に改め、同号イ中「10,700円」を「9,950円」

に改め、同号ウ中「3,350円」を「4,100円」に改め、同号エ中

「3,650円」を「3,600円」に改め、同号オ中「3,200円」を

「4,700円」に改め、同号カ中「3,400円」を「2,800円」に改

め、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同

号ア中「3,940円」を「4,440円」に改め、同号イ中「4,280

円」を「3,980円」に改め、同号ウ中「1,340円」を「1,640

円」に改め、同号エ中「1,460円」を「1,440円」に改め、同号オ中

「1,280円」を「1,880円」に改め、同号カ中「1,360円」を

「1,120円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保険税の納税義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下この項において「未就学児」という。）がある場合におけるその納税義務者に対して課する被保険者均等割額（その納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、その被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3, 330円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5, 550円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8, 880円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11, 100円

(2) 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 230円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 050円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3, 280円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4, 100円

第17条第1項中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に改め、「次号及び第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第4項中「第16条」を「第16条第1項」に、「同条第1号」を「同項第1号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の秦野市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第11号 秦野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項第1号に規定する金額を控除した後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(第7条及び第10条において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.40</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>22,200円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>19,900円</u>とする。</p> <p>(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第7条 第3条第3項の所得割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.51</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項第1号に規定する金額を控除した後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(第7条及び第10条において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の5.89</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>19,700円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>21,400円</u>とする。</p> <p>(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第7条 第3条第3項の所得割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.37</u>を乗じて算定する。</p>

(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第8条 第3条第3項の被保険者均等割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者1人について8,200円とする。

(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条 第3条第3項の世帯別平等割額は、1世帯について7,200円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第10条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.53を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第11条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,400円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第12条 第3条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,600円とする。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第15条 保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者又は納税義務者の世帯に属する被保険者となった者がある場合には、その発生した日の属する月から月割りによって算定した第3条第1項に規定する額(第16条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の保険税の額とする。以下本条において同

(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第8条 第3条第3項の被保険者均等割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者1人について6,700円とする。

(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条 第3条第3項の世帯別平等割額は、1世帯について7,300円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第10条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.98を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第11条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について6,400円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第12条 第3条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,800円とする。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第15条 保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者又は納税義務者の世帯に属する被保険者となった者がある場合には、その発生した日の属する月から月割りによって算定した第3条第1項に規定する額(第16条の規定による減額が行われた場合には、同条の保険税の額とする。以下本条において同じ。)を

じ。)を課する。

2-8 (略)

(保険税の減額)

第16条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からそれぞれの各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額）、第3条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からそれぞれの各号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額）並びに第3条第4項本文の介護納付金課税額からそれぞれの各号オ及びカに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入

課する。

2-8 (略)

(保険税の減額)

第16条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からそれぞれの各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額）、第3条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からそれぞれの各号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額）並びに第3条第4項本文の介護納付金課税額からそれぞれの各号オ及びカに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万

金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつてはその公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつてはその公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 15,540円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 13,930円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,740円

円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつてはその公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつてはその公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 13,790円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 14,980円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,690円

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額
1世帯について 5, 040円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護
納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除
く。） 1人について 6, 580円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯
について 3, 920円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所
得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定す
る金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の
被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が
2以上の場合にあっては、同号に規定する金額にその給与所
得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を
加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につ
き285, 000円を加算した金額を超えない世帯に係る納
税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保
険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人
について 11, 100円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯
について 9, 950円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額
1世帯について 5, 110円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護
納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除
く。） 1人について 4, 480円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯
について 4, 760円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額
の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額
（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険
者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上
の場合にあっては、同号に規定する金額にその給与所得者等
の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算し
た金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき
285, 000円を加算した金額を超えない世帯に係る納
税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保
険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人
について 9, 850円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯
について 10, 700円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割

額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4, 100円

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額
1世帯について 3, 600円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護
納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4, 700円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯
について 2, 800円

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 1被
保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）人につ
いて 4, 440円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯

額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3, 350円

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額
1世帯について 3, 650円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護
納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3, 200円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯
について 3, 400円

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 1被
保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）人につ
いて 3, 940円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯

について 3,980円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,640円

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,440円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,880円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,120円

2 保険税の納税義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下この項において「未就学児」という。）がある場合におけるその納税義務者に対して課する被保険者均等割額（その納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、その被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に

について 4,280円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,340円

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,460円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,280円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,360円

定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯

3, 330円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯

5, 550円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯

8, 880円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11, 100円

(2) 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯

1, 230円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯

2, 050円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯

3, 280円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4, 100円

(特例対象被保険者等に係る課税の特例)

第17条 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例

(特例対象被保険者等に係る課税の特例)

第17条 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例

対象被保険者等をいう。第21条において同じ。)である場合における第4条及び前条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第17条第1項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、その給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項第1号」とあるのは「法第314条の2第2項第1号」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条第1項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、その給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

2 (略)

附 則

1-3 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項

対象被保険者等をいう。第21条において同じ。)である場合における第4条及び前条の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第17条第1項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、その給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項第1号」とあるのは「法第314条の2第2項第1号」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条第1項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、その給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。

2 (略)

附 則

1-3 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項

に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第16条第1項の規定の適用については、同項第1号中「110万円」とあるのは「125万円」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の秦野市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第16条の規定の適用については、同条第1号中「110万円」とあるのは「125万円」とする。

秦野市国民健康保険税条例改正のあらまし

1 国民健康保険税率の改定について

持続可能な制度を構築し、将来にわたり国民皆保険を堅持するため、平成 30 年度に国民健康保険制度改革が行われ、国民健康保険の財政運営の責任主体が都道府県になりました。

全国では、令和元年度において、約 8 割の市町村が一般会計からの決算補填目的の繰入（以下「赤字繰入」という。）を解消していますが、東京都、神奈川県、埼玉県で赤字繰入の総額の約 7 割を占めている状況にあります。

そのため、神奈川県では、令和 2 年 1 2 月に「神奈川県国民健康保険運営方針（令和 3 年度～5 年度）」を策定し、その中で、将来の県内保険料（税）統一に向けて、令和 5 年度まで（激変が生じる場合は令和 8 年度まで）に赤字繰入を解消する方針を定めました。

本市では、令和元年度の赤字繰入は、県内 19 市の中で赤字繰入を行っている 16 市中 3 番目に高い水準でしたが、令和 2 年度に 7.48% の税率改定を行ったことにより、令和 2 年度の赤字繰入は 12 市中 10 番目となりました。

しかし、今後も、少子高齢化の進行や社会保険の適用拡大等に伴い被保険者数は減少し、医療の高度化等により一人当たり医療費は増加していくことが見込まれることから、これに伴って赤字繰入も増加していくことが想定されます。

そのため、国民健康保険制度の持続的、安定的な運営と、令和 8 年度までに段階的に赤字繰入を解消することを目的として、令和 4 年 4 月 1 日に国民健康保険税率の改定を行うものです。

（本市の実績及び県内 19 市順位）

	H30 決算	R 元決算	R2 決算
平均被保険者数	40,198 人	38,569 人	37,627 人
一人当たり医療費	386,348 円(9 位)	399,962 円(9 位)	385,791 円(9 位)
一人当たり赤字繰入金	12,880 円(6 位)	16,261 円(3 位)	3,782 円(10 位)
一人当たり保険税	86,304 円(19 位)	86,210 円(19 位)	92,575 円(18 位)

(1) 税率改定の考え方

県内19市中の本市の保険料（税）水準と赤字繰入の状況を考慮し、県の運営方針に基づき赤字繰入を解消するため、本市の保険税水準を引き上げる必要があります。

ただし、令和5年度までに解消することとした場合、保険税の激変が生じるため、令和8年度までに赤字繰入を解消することとし、計画期間を2か年として段階的に税率を引き上げていきます。

また、現行税率では、世帯人数に応じて賦課される均等割額が19市平均を下回り、1世帯当たり定額となる平等割額が19市平均を上回っていることから、これらを19市平均の水準に近づけていくこととします。

(2) 税率改定の水準

ア 改定率及び計画期間

平均改定率 11.45%（令和4、5年度）

イ 税率改定案

(ア) 医療分（基礎課税分）

	所得割	均等割	平等割
現行	5.89%	19,700円	21,400円
改定後	6.40%	22,200円	19,900円
差	0.51 ㊦	2,500円	△1,500円

(イ) 後期高齢者支援金等分

	所得割	均等割	平等割
現行	2.37%	6,700円	7,300円
改定後	2.51%	8,200円	7,200円
差	0.14 ㊦	1,500円	△100円

(ウ) 介護納付金分

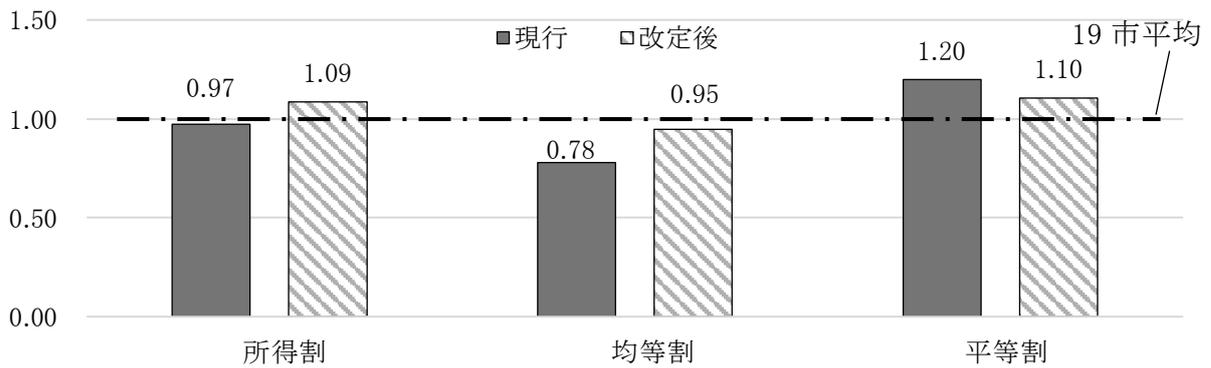
	所得割	均等割	平等割
現行	1.98%	6,400円	6,800円
改定後	2.53%	9,400円	5,600円
差	0.55 ㊦	3,000円	△1,200円

(エ) 影響額（200万円所得の50歳夫婦、2人世帯の場合で算出）

現行 261,700円 改定後 291,800円

差引 30,100円（11.50%）

(オ) 令和2年度県内19市平均を1とした場合の本市税率との比較



ウ 所得階層別の保険税額（50歳2人世帯で算出）

所得	現行	改定後	年間差額	増加率	月間差額
800万円	876,100円	978,200円	102,100円	11.65%	8,508円
700万円	773,700円	863,800円	90,100円	11.65%	7,508円
600万円	671,300円	749,400円	78,100円	11.63%	6,508円
500万円	568,900円	635,000円	66,100円	11.62%	5,508円
400万円	466,500円	520,600円	54,100円	11.60%	4,508円
300万円	364,100円	406,200円	42,100円	11.56%	3,508円
200万円	261,700円	291,800円	30,100円	11.50%	2,508円
145万円	185,200円	206,400円	21,200円	11.45%	1,766円
99万円	107,700円	120,000円	12,300円	11.42%	1,025円
43万円	30,200円	33,500円	3,300円	10.93%	275円

※所得145万円は2割軽減、所得99万円は5割軽減、所得43万円は7割軽減後の税額

エ 改定後の赤字繰入等の推移

単位：千円

		R元決算	R2決算	R3当初予算	R4推計	R5推計
被保険者数		38,569人	37,627人	37,057人	36,235人	34,716人
国保事業費納付金		4,799,729	4,564,795	4,528,067	4,612,660	4,634,872
財源内訳	補助金等	1,147,440	1,253,801	1,157,742	1,206,092	1,069,647
	税現年充当額	2,982,757	3,116,201	2,705,971	2,957,571	2,817,817
	赤字繰入金	627,171	142,290	617,734	448,997	747,409

改定率	7.48%	11.45%
税現年充当額	3,296,213	3,140,457
赤字繰入金	93,707	362,294
一人当たり赤字繰入金	2,586円	10,436円

2 未就学児に係る被保険者均等割額の減額について

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、地方税法が一部改正されたため、国民健康保険税条例について所要の改正を行います。

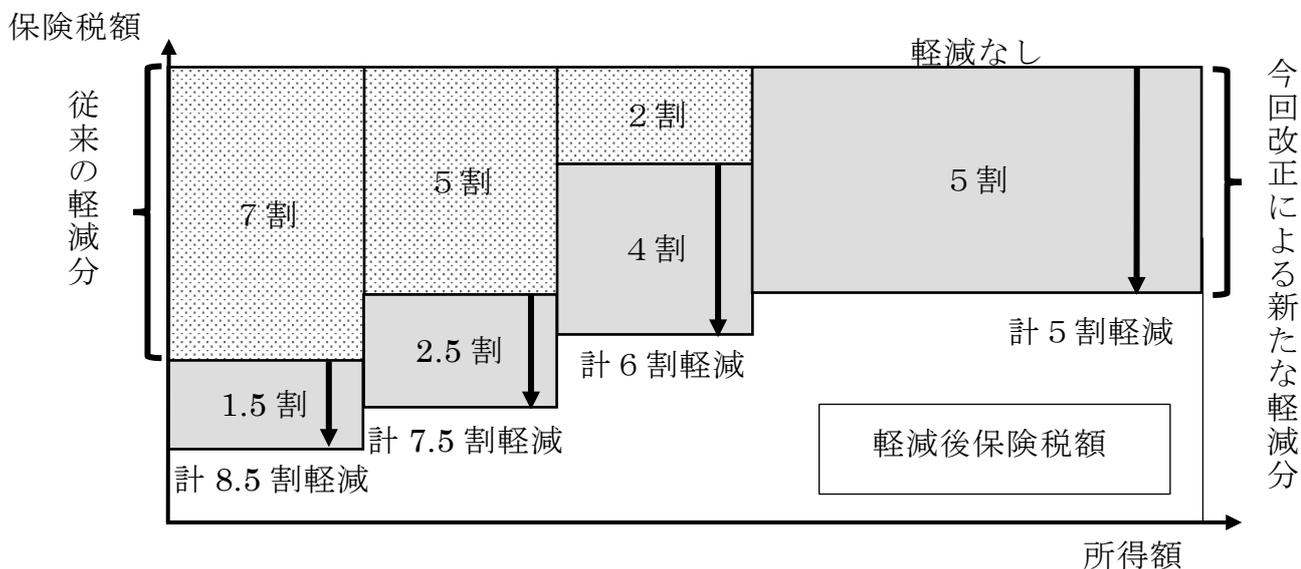
(1) 改正の内容

国民健康保険税について、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る被保険者均等割額を軽減するものとし、軽減する額は、当該年度分の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額となります。

ア 未就学児一人当たりの均等割額（税率改定後）

区分	適用前		適用後	
	医療分 (基礎課税分)	後期支援分	医療分 (基礎課税分)	後期支援分
7割軽減世帯	6,660円	2,460円	3,330円	1,230円
5割軽減世帯	11,100円	4,100円	5,550円	2,050円
2割軽減世帯	17,760円	6,560円	8,880円	3,280円
軽減なし世帯	22,200円	8,200円	11,100円	4,100円

イ 軽減イメージ



(2) 軽減額の負担割合

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

3 条例改正施行日

令和4年4月1日



令和4年2月8日

秦野市長 高橋 昌和 様

秦野市国民健康保険運営協議会

会長 山口 金光

秦野市国民健康保険税の税率等の改定について（答申）

令和4年2月2日付けFNo.4・4・0（甲）により諮問のありましたこのことについて、当協議会において慎重に審議した結果、適切かつ妥当なものと認め、ここに答申します。

なお、税率等の改定に当たって、次のとおり意見を付しますので、その趣旨を十分尊重されるよう要望します。

- 1 赤字繰入金の解消は、国民健康保険事業の安定と健全化に必要であるが、今後も、特に低所得者に急激な負担増が生じないように所得階層ごとの改定率について十分に配慮し、他市の保険料率等との格差も踏まえたうえで段階的な赤字繰入金の解消に取り組むこと。

また、社会経済情勢の変化や制度改正の動向を注視し、必要な場合は計画期間や赤字繰入金解消目標年次の見直しを検討すること。

- 2 財政運営の健全化を図るため、保険者努力支援制度交付金など、税収入以外の公費を獲得できるよう、事業の実施や見直しを図ること。
- 3 税負担の公平性を確保するため、他市で効果を上げている事例等を参考に事業の実施や見直しを図り、引き続き収納率の向上に努めること。

また、低所得者対策として、国民健康保険税の納付相談について、きめ細やかな対応を行うこと。

- 4 被保険者の理解を得るため、国民健康保険事業の厳しい財政状況を分かりやすい資料により適宜開示するよう努めること。
- 5 増加する医療費の適正化を図るため、引き続き、ジェネリック医薬品の使用促進や効果的なレセプト点検の実施に努めるとともに、被保険者の健康の保持増進に向けて、データヘルス計画に基づく特定健康診査事業などの保健事業を積極的に推進すること。



F No. 4・4・0 (甲)

令和4年2月2日

秦野市国民健康保険運営協議会

会長 山口 金光 様

秦野市長 高橋 昌 和



秦野市国民健康保険税の税率等の改定について (諮問)

本市の国民健康保険財政は、医療の高度化等に伴い、一人当たりの医療費が増大する一方、被保険者数の減少により税収も減少傾向にあり、その財源不足のため、一般会計からの決算補てんを目的とした法定外の繰入金(赤字繰入金)に依存している状況が続いています。

つきましては、国民健康保険制度の持続的、安定的な運営と、令和8年度までに段階的に赤字繰入金を解消するため、秦野市国民健康保険税の税率等の改定について、次のとおり諮問いたします。

1 国民健康保険税率等の改定の内容について

(1) 医療分(基礎課税分)

	所得割	均等割	平等割
現行	5.89%	19,700円	21,400円
改定後	6.40%	22,200円	19,900円
差	0.51 ㊦	2,500円	△1,500円

(2) 後期高齢者支援金等分

	所得割	均等割	平等割
現行	2.37%	6,700円	7,300円
改定後	2.51%	8,200円	7,200円
差	0.14 ㊦	1,500円	△100円

(3) 介護納付金分

	所得割	均等割	平等割
現行	1.98%	6,400円	6,800円
改定後	2.53%	9,400円	5,600円
差	0.55 ㊦	3,000円	△1,200円

2 施行期日

令和4年4月1日